

令和7年11月14日
高 齢 福 祉 部

第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（諮問）

1 主旨

第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定にあたっての考え方について、諮問する。

2 第10期高齢・介護計画の策定について（概要）

別紙のとおり

3 部会の設置

世田谷区地域保健福祉推進条例第19条第5項の規定に基づき、高齢者福祉・介護保険部会を設置し、高齢者等に関する専門的事項を調査、審議する。

4 部会の委員

区分	人数	委嘱	条例の規定
学識経験者	4名	審議会委員の中から審議会が指名した委員を委嘱する。	第19条第7項
	1名	高齢者福祉に精通した学識経験者に委嘱する。	第19条第6項
医療関係者	6名	医療関係団体等に推薦依頼し委嘱する。	
区民	4名	地域活動団体等に推薦依頼し委嘱する。	
	2名	公募により選考し委嘱する。	
事業者	6名	介護保険事業者団体等に推薦依頼し委嘱する。	

合計 23名

○参考 地域保健福祉推進条例（抜粋）

第19条第5項 審議会に、障害者、高齢者等に関する事項その他の専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会を置くことができる。
第6項 区長は、第3項に規定する委員とは別に、部会における調査審議のため特に必要があると認める者を委員として委嘱することができる。
第7項 部会は、第3項に規定する委員のうちから審議会の指名した委員及び前項の規定により委嘱した委員をもって組織する。